

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について

第1 法の目的

農業用ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として、西日本地域を中心に多くの施設が築造され、古来より我が国農業の発展に重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、災害により農業用ため池が被災する事例が発生する一方で、世代交代により権利関係が複雑化したり、利用者を主体とする管理組織が弱体化したりするなど、日常の維持管理が適正に行われなくなることが懸念される状況にある。

本法においては、このような状況を踏まえ、農業用ため池が有する農業用水の供給機能の確保を図りつつ、防災・減災対策の強化を図るために必要な措置を講ずるため、所有者等による届出制度と適正管理義務の明文化、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのある特定農業用ため池の指定制度、防災工事についての施行命令及び代執行制度、市町村が管理権を取得できる制度等について規定している。これらの措置により、農業用ため池から農業用水が安定的に供給されることになるとともに、農業用ため池の決壊等による周辺地域への被害を防止することになり、「農業の持続的な発展」と「国土の保全」にも資することとなる。

第2 定義

1 農業用ため池

本法における「農業用ため池」は、人工的に作られた「堤体」及び「取水設備」で構成され、農業用水の供給の用に供される貯水施設をいい、現に利用されている施設のほか、現に利用されていない施設であっても利用し得る状態にある施設が該当する。そのため、専ら他用途（工業、養魚、生活等）を目的とする施設は対象外となる。

2 ため池の管理者

本法における「管理者」は、農業用ため池について、所有権以外の権原に基づいて操作、維持、修繕その他の管理を行う者とする。

農業用ため池の管理者が有する所有権以外の権原がある例としては、所有者から地上権、賃借権や使用借権といった権利設定がなされている場合のほか、地域の関係者が任意団体を組織して管理している場合など、所有者との間で明確な権利設定がなされていない場合においても、入会権、占有権や事務管理による権原を有していることもあると考えられる。

3 防災工事

本法における農業用ため池の「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事であり、①地震時における堤体の破壊に対応するための耐震対策工事、②豪雨時における堤体の越流や浸透による破壊等に対応するための豪雨対策工事、③施設老朽化による堤体

の損傷等に対応するための老朽対策工事、④ため池の廃止工事を指す。

第3 国及び地方公共団体の責務

1 地方公共団体の責務

これまでも管轄区域内の農業用ため池に対し、都道府県はため池情報に関するデータベースの整備・管理、防災重点ため池の選定等の取組を行い、市町村は農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等の取組を行ってきたところであり、これらの取組を連携して実施することで農業用ため池の「適正な管理及び保全」が実現することになる。連携に当たっては、地域の実情やこれまでの取組の経緯等を踏まえて、法律の施行が最適かつ円滑に行われ、法律の目的が十分に達成できるよう、都道府県と市町村が十分に話し合い、具体的な連携方法を定めていく必要がある。

2 国の責務

国は都道府県での取組に著しい差が生じないように、データベースの統一様式の調整等といった広域的な見地からの調整を行うとともに、豪雨・地震時のため池の決壊と下流への被害を予測し、情報を提供するシステムの開発や、保管理活動の優良事例及びため池の防災・減災対策の補助事業の制度に係る情報並びにため池管理マニュアル等管理に必要な各種マニュアルの提供といった必要な調査研究・情報提供その他必要な支援を行うこととしている。

第4 届出の手続等

1 農業用ため池の届出者

農業用ため池の所有者は、当該ため池を設置したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。また、本法の施行前に設置された農業用ため池については、管理者が所有者に代わって届出をすることも可能としている。

他の目的と共用のため池であっても、農業用水の供給の用に供される施設である限り届出の対象となり、施設の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が届出をすべき者となる。

ただし、管理者については、農業用ため池としての管理を行っている者が該当し、専ら他の目的のために施設を管理する者は、届出の義務を負う管理者には該当しない。

2 届出の手続

本法の施行の際現に存するため池（以下「既存農業用ため池」という。）についても、その所有者等は、本法の施行日から6月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

届け出た事項に変更があったときは、所有者（既存農業用ため池については所有者等とする。ただし、所有者が本法附則第2条第1項の届出をしたときは、所有者にのみ変更の届出の義務がかかることとなる。）は、都道府県知事に変更した内容について届け出なければならない。

また、農業用ため池を廃止した場合も、所有者等は都道府県知事へ届け出なければならない。

3 届出書の記載事項

本法第4条第1項で定める届出書の記載事項については、特定農業用ため池の指定、周辺住民への周知、災害時の避難行動につなげるために必要な以下の項目とし、届出書に必ず記載するものとする。

- ① ため池の名称及び所在地
- ② 所有者の氏名等の情報
- ③ 管理者の氏名等の情報（管理者の権原の種類や内容も含む）
- ④ ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ（堤高）、堤頂の長さ（堤頂長）、貯水する容量（総貯水量）

都道府県が本法施行前に整備した既存データベースや台帳などの既存資料により、ため池の総貯水量、堤高及び堤頂長が把握されている場合は、市町村等の協力を得て所有者等にあらかじめその情報を提供し、届出に係る負担軽減を図ることが望ましい。

4 届出に添付する書類

農業用ため池の届出に当たっては、規則第3条に基づき、以下の書類を添付する。

- ① 所有者等が法人の場合は、その定款又は寄附行為の写し
- ② 管理者が法人でない団体の場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- ③ その他参考となる資料

5 届出の留意事項

所有者が代わっていても登記がされていないなどにより、不動産登記簿では現在の所有者が分からない場合が想定されるが、その際は、その登記簿上の所有者名を届出書に記載し提出するものとする。

第5 データベースの整備

1 データベースに登録する項目

全ての農業用ため池において、特定農業用ため池の指定や、周辺住民に周知し災害時の避難行動につなげるために必要な本法第4条第1項に規定する事項を農業用ため池に関するデータベースに登録する。なお、特定農業用ため池及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第4条第1項に基づき都道府県知事が防災重点農業用ため池に指定したため池については、法第4条第1項に規定する事項以外に詳細なため池諸元に関する情報や各種対策の実施状況に関する情報についても登録する。

2 国又は地方公共団体が所有するため池の情報提供の円滑な実施

国や地方公共団体が所有する農業用ため池については、本法第4条第1項及び附則第2条第1項による届出の対象ではないが、本法第4条第3項により整備するデータベースに登録する対象である。このような農業用ため池としては、土地改良財産や法定外公共物として所有する

ため池が考えられる。これらの農業用ため池については、都道府県から関係行政機関に対して定期的に情報提供依頼を行い、データベースに登録する。

また、本法第4条第4項に関し、都道府県知事が国の行政機関の長や市町村長に対して提供を依頼する「その他必要な情報」としては、データベースに登録する事項を想定している。

3 情報の収集とデータベースの更新等

本法施行後は、都道府県が市町村と連携し、所有者等からの届出（変更の届出を含む。）、所有者等に対する報告徴収や立入調査その他市町村等からの情報提供等を通じて、情報を収集することとなる。都道府県は届出等により登録情報の変更を把握した場合は、速やかに登録情報の更新を行う。

第6 農業用ため池の適正な管理について

本法第5条で規定する「適正な管理」とは、農業用水の貯留機能の発揮及び農業用ため池の決壊等による水害の発生防止を目的とした、所有者等が行う施設点検や補修・補強、洪水吐きの堆積土砂の除去、堤体の草刈りなどの日常管理の行為を指す。

なお、本法では、農業用ため池の利水管理や貯水池周辺の防護柵設置等の安全管理については、本法第6条に基づく勧告の対象となる管理には含めていない。

第7 勧告について

1 運用にあたっての留意すべき事項

（1）所有者等が「管理上必要な措置」を講じていないと認める場合と判断する基準

堤体の変形、堤体からの漏水、堆積土砂等による洪水吐き通水断面の阻害など、農業用水の貯留機能の発揮及び農業用ため池の決壊等による水害の発生防止に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、管理上必要な措置を講じていないと判断することが適当である。

この判断に当たっては、都道府県は、市町村と連携し定期的に現場の状況の確認や施設の管理状況の把握等を行うことが望ましい。

市町村は、日常的にため池の管理状況の把握と管理に対する指導を行っており、市町村から上記の懸念や危険性についての通報を受けた場合は、都道府県は直ちに必要な現地確認等を行う必要がある。これらの行為を効率的に行うためにも、都道府県と市町村は、連絡体制等を整えるとともに、管理状況についての情報共有を行っておくことが望ましい。

（2）勧告の内容

本法第6条に基づく勧告に係る措置としては、

- ① 堤体の変形、堤体からの漏水、洪水吐きの破損等に対応するため、本法第9条に規定する補修や補強等の防災工事の実施、
- ② 管理者不在のため、施設の点検や洪水吐きの流木・堆積土砂の除去などの管理が行われていない場合には、管理者の選任や管理上必要な措置の実施、
- ③ 直ちに対策を行わなければならない場合の落水や土のうの設置などの応急措置の実

施

などが考えられる。

また、農業用ため池の所有者が遠隔地に居住するなど、自ら管理上必要な行為についての判断ができない場合には、勧告により管理者の選任を求めることが考えられる。

2 勧告の手続等

勧告は、勧告の必要性と内容を明確に示すため、農業用ため池の名称及び所在地並びに勧告の内容及び勧告の理由を記載した書面で行うものとする。

勧告は、的確な送達の方法を選択すべきであり、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は内容証明郵便とすることが望ましい。

第8 勧告時における河川担当部局との調整について

1 河川許可工作物の場合（農林担当部局から河川担当部局への連絡）

河川許可工作物である農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に対してあらかじめ勧告する内容について連絡を行う（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を經由）。

また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を、河川管理者に連絡（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を經由）するとともに、地方農政局等（北海道においては農林水産省、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局となる。以下同じ。）へ報告する。

2 河川管理施設との兼用工作物の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

河川管理施設との兼用工作物である農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行う（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を經由）。

また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を、河川管理者に連絡（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を經由）するとともに、地方農政局等へ報告する。

3 流域貯留浸透事業等により治水機能を賦与された農業用ため池（保全調整池を除く）の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

農業用ため池に治水機能を賦与する事業に際し、協議又は許可の申請があつた農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、都道府県（指定都市）河川担当部局（流域貯留浸透事業等の実施主体が市町村の場合は、都道府県（指定都市）の河川担当部局を經由して、市町村河川担当部局）とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行う。また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を都道府県

(指定都市) 河川担当部局に連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。

4 保全調整池の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）で定める雨水貯留浸透施設のうち同法第 23 条に基づく保全調整池（以下単に「保全調整池」という。）に位置付けられている農業用ため池に対して、本法第 6 条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、都道府県（指定都市・中核市）河川担当部局とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行う。

また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を都道府県（指定都市・中核市）河川担当部局に連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。

第 9 特定農業用ため池の指定要件と指定に当たったの検討内容

特定農業用ため池の指定に当たって、ため池の決壊により浸水が想定される区域については、貯水量と地形から推定することとし、これにより難い場合は、氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し、令第 1 条第 1 号から第 3 号までの要件との適合を判断する。

また、令第 1 条第 1 号から第 3 号までは、前述のとおり、過去に決壊したため池の氾濫解析をもとに規定したものであることから、地形状況、ため池上流域の土砂崩壊の危険性（土砂災害警戒区域や地すべり防止区域）、下流の住宅や公共施設の状況等から指定の必要性が特に高いと認められるものについては、令第 1 条第 4 号の要件により指定することとする。

一方、浸水想定区域図を作成し、ため池が決壊しても歩行が不可能となる範囲に住宅等がない場合（居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがない場合）は、令第 1 条第 1 号から第 3 号までに該当しても特定農業用ため池に指定しないことができる。

なお、重ね池の場合は、上流のため池の貯水量を下流のため池に合算して指定の判断を行い、特定農業用ため池に指定する場合は上流のため池も含めて指定する。

第 10 特定農業用ため池の指定の解除について

特定農業用ため池については、防災工事の実施等を行い、一定の安全性を確保することとしているが、異常気象等により不測の事態が生じるおそれもある。このため、周辺の家屋又は公共施設がなくなった場合、貯水容量が縮小した場合など、令第 1 条で定める指定要件に該当しなくなった時は、指定の解除を行うことができるが、防災・減災対策を講じたことをもって解除することはないものとする。

第 11 特定農業用ため池の指定時の関係部局との調整について

1 河川担当部局との調整

（1）河川許可工作物の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡）

河川許可工作物である農業用ため池を本法第 7 条に基づき特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に連絡（一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当

部局を経由)するとともに、地方農政局等へ報告する。

(2) 河川管理施設との兼用工作物の場合(農林担当部局と河川担当部局の連絡調整)

河川管理施設との兼用工作物である農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者とあらかじめ指定する内容について連絡調整を行う(一級河川大臣管理区間にあっては、都道府県河川担当部局を経由)。

また、当該農業用ため池を特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあっては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等へ報告する。

(3) 流域貯留浸透事業等により治水機能を賦与された農業用ため池(保全調整池を除く)の場合(農林担当部局と河川担当部局の連絡調整)

農業用ため池に治水機能を賦与する事業に際し、協議又は許可の申請があった農業用ため池に対して、本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、都道府県(指定都市)河川担当部局(流域貯留浸透事業等の実施主体が市町村の場合は、都道府県(指定都市)の河川担当部局を経由して、市町村河川担当部局)とあらかじめ指定する内容について連絡調整を行う。

また、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を都道府県(指定都市)河川担当部局に連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。

(4) 保全調整池の場合(農林担当部局と河川担当部局の連絡調整)

特定都市河川浸水被害対策法で定める雨水貯留浸透施設のうち保全調整池に位置付けられている農業用ため池に対して、本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、都道府県(指定都市・中核市)河川担当部局とあらかじめ当該農業用ため池を特定農業用ため池に指定することについて連絡調整を行う。

また、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池を指定した旨を、都道府県(指定都市・中核市)河川担当部局へ連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。

2 森林担当部局への通知(保安林に指定されている区域内の場合)

保安林に指定されている区域内の農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、その指定したため池の名称及び所在地を都道府県森林担当部局へ通知する。

第12 行為の制限

1 行為制限の対象

本法第8条で規定する行為制限の範囲は、堤体、取水設備、洪水吐きに加え、水底及び岸(貯

水面と接する堤体天端高さ以下の斜面（垂直面を含む）であり、それら以外の場所で行われる行為（特定農業用ため池の上流にある山林の伐採等）は、許可を要する行為には含まない。

本法第8条第1項第3号中「非常災害のため必要な応急措置」について、「非常災害」とは、気象又は突発事故等の原因は問わず、農業用ため池の全部又は一部の決壊による水害その他の災害により、国民の生命及び財産に被害を及ぼすことをいう。また、「応急措置」とは、農業用ため池の決壊や損傷の拡大防止や再度の災害発生を防止するために実施するもので、堤体等の盛土補強、損傷部における土のうやブルーシートによる養生、竹木の伐採、可搬式ポンプによる強制排水、仮排水路の整備、洪水吐きの流木や堆積土砂の除去等がある。

2 他法令により規定される工事の施行として行う行為

規則第8条第3号から第7号までに規定する行為については、

- ① 河川法第8条に規定する河川工事については、同法に基づく技術基準等によって安全性が確認されること、
- ② 国又は都道府県が実施する砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防工事、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事並びに都道府県が実施する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事については、当該工事の技術基準を遵守し、特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすことがないように施行されること

から、特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として位置付けている。

3 許可申請又は協議の手続

本法第8条第1項で規定する行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けるに当たって必要となる許可申請書又は国又は地方公共団体が本法第8条第3項の規定により都道府県知事に協議するに当たって必要となる協議書に、ため池の名称及び所在地並びに行為の内容、施行方法、着手予定年月日及び完了予定年月日その他必要な事項を記載し、行為の計画に係る計画説明書（必要に応じ、その行為がため池の安全性に影響を及ぼさないことを示す計算書を含む。）及び計画図を添付する。

許可申請書や協議書に不備がある場合は、申請が不許可、または協議が不成立となる場合もある。このため、許可の申請や協議の前に期間を十分に確保した上で、都道府県等の担当部局は、許可申請書や協議書提出に必要な書類等について事業実施主体から相談を受けることが望ましい。

4 許可の可否の決定に当たっての留意事項

都道府県知事は、本法第8条第1項で規定する行為について、許可の可否を決定するに当たっては、申請に基づく行為に応じて、ため池の力学的・水理学的安全性などを検討する必要がある。許可の可否は個別の行為ごとに判断する必要があるため、土地改良事業計画設計基準や土地改良事業設計指針「ため池整備」、許可申請者が用いている技術基準等を参考にする。

また、許可に当たっては、必要に応じ、工事報告書の提出などの条件を付すものとする。

第13 法第8条第1項に基づき申請があった場合の関係部局の調整について

1 河川担当部局との調整

(1) 保全調整池の場合（農林担当部局と河川担当部局の連絡調整）

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼす行為について許可の申請又は協議があった場合、都道府県農林担当部局は、当該特定農業用ため池が、特定都市河川浸水被害対策法で定める雨水貯留浸透施設のうち保全調整池に位置付けられている農業用ため池であるときには、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する都道府県河川担当部局とあらかじめ許可の申請又は協議の内容について連絡調整を行う。

また、許可を行った（協議の場合は協議が整った）場合、都道府県農林担当部局は、行為を行う者へ許可した旨を当該農業用ため池が存在する河川区域の都道府県河川担当部局へ連絡する。

(2) 特定都市河川浸水被害対策法第9条（雨水浸透阻害行為の許可）により許可申請があった場合（河川担当部局と農林担当部局の連絡調整）

特定都市河川浸水被害対策法第9条又は第14条に基づく許可の申請又は協議が都道府県等河川担当部局にあった場合、同法第10条に基づく雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する対策工事が本法第8条に該当するときには、当該河川担当部局より都道府県農林担当部局に連絡（当該行為者に対しては、都道府県農林担当部局への許可の申請又は協議が必要な旨の注意喚起）があることから、当該行為者からの本法第8条に基づく許可の申請又は協議に対する処分に対処しては、都道府県農林担当部局は当該河川担当部局と連絡調整を行う。

2 砂防担当部局との調整

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼす行為について許可の申請があった場合、当該特定農業用ため池が、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法の地すべり防止区域等の他法令の許可を要する場合については、その許可の手続の状況についても確認する。また、必要に応じて都道府県砂防担当部局とも連絡調整を行う。

3 森林担当部局との調整

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼす行為について許可の申請があった場合、当該特定農業用ため池が、森林法等の他法令の許可を要する場合については、その許可の手続の状況についても確認する。また、必要に応じて都道府県森林担当部局とも連絡調整を行う。

第14 防災工事に関する計画の届出方法

防災工事に関する計画（以下「防災工事計画」という。）に記載する事項は、規則第10条第1項により定められた「防災工事を行う特定農業用ため池の名称及び所在地」、「防災工

事の着手予定年月日及び完了予定年月日」、「防災工事の種類及び内容」及び「防災工事の施行の方法」となり、別に定める防災工事計画書の様式により届出を行う。

規則第10条第2項第4号中の「その他参考となる書類」とは、当該防災工事計画が特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分か都道府県が確認を行う上で必要な資料であり、当該農業用ため池の諸元や状況、当該防災工事の内容等により異なる。

防災工事計画は、当該防災工事に着手する30日前までに都道府県知事に提出される必要がある。

工事の着手とは、例えば公共工事の場合は、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

また、防災工事計画書及び添付資料だけでは、当該防災工事計画が災害を防止する上で十分か確認できないために、届出者に追加資料の提出を求めた場合には、追加資料を含めた届出書類一式を都道府県知事が受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命ずることができる。

都道府県等の担当部局は、届出の前に余裕期間を十分に確保した上で、防災工事計画に必要な書類等について事業実施主体から相談を受けることが望ましい。

第15 防災工事に関する計画に係る判断基準

提出された防災工事計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他災害を防止する上で十分かどうかについては、施行しようとする対策の目的に応じて適切な審査を行うことが必要である。なお、防災工事計画を受理した都道府県は、農林水産省において作成している土地改良事業設計指針「ため池整備」や、これまでも都道府県において整備・運用されている技術基準等を参考に、防災工事の種類に応じて、防災工事計画が十分かどうかを判断する。

第16 防災工事を行う場合の関係部局との調整について

1 砂防担当部局との調整

特定農業用ため池の防災工事について、当該特定農業用ため池が、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法の地すべり防止区域等の他法令の許可を要する場合については、その許可の状況についても確認する。また、他法の行為制限の許可を受ける防災工事について変更命令を行う際には、許可を出す都道府県砂防担当部局とも連絡調整を行う。

2 森林担当部局との調整

特定農業用ため池の防災工事について、当該特定農業用ため池が、森林法等の他法令の許可を要する場合については、その許可の状況についても確認する。また、他法の行為制限の許可を受ける防災工事について変更命令を行う際には、許可を出す都道府県森林担当部局とも連絡調整を行う。

第17 防災工事の施行に関する命令と代執行

本法第6条に基づく勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等に対する防災工事の施行命令を行うに当たっては、施行すべき防災工事の内容、命令の理由、履行期限等を記した文書により命令を行う。

また、防災工事については、必要に応じて、本法第18条に基づく報告徴収及び立入調査により実施状況を確認し（防災工事の完了に当たっては、報告を求める。）、防災工事計画に従って防災工事が施行されていないと認めるときは、計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずる理由、履行期限等を記載した文書により命令を行う。

なお、特定農業用ため池の所有者等が、防災工事の施行義務があるにもかかわらず、施行義務を履行できない場合や所有者等が不明で勧告を出せない場合等には、都道府県知事が代執行を行うことができるものとしている。

第18 施設管理権の設定

1 施設管理権の裁定申請について

ため池の管理としては、①施設操作、②施設の点検、③施設の修繕、④草刈り等がある。これら管理は、一義的には所有者等が責任を負うべきものであり、所有者が不明な場合で、現在の管理者が管理できなくなるおそれがあるときは、地域で話し合いを行い、利水者の中から新たな管理者を選任することが適当である。また、これら管理を全て市町村が行うことは、人員や費用において難しいため、市町村長が施設管理権の裁定申請を行うに当たっては、まず、農家、集落、水利組合などと事前に十分調整し、地域の実情に応じた管理の役割分担を決めた上で、必要に応じて、裁定申請を行うことが重要である。

2 「現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合」の具体的な状況及び判断基準

市町村長が施設管理権の裁定申請を行う特定農業用ため池は、今後も地域農業のためにため池を利用する必要があるものの、農家の減少や管理者の高齢化、管理者が未選任であること等のため、堤体の補修や洪水吐きの土砂撤去等の安全確保に必要な管理上の措置が講じられておらず、今後も必要な措置が講じられる見込みがない場合が該当する。

3 数人の共有に属する特定農業用ため池で、過半の持分を有さない共有者又は農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人が単独で申出を行うことの方

利害関係人からの申出は、市町村が特定農業用ため池について施設管理権を取得すべきか検討する契機となるよう規定したものであり、実際に市町村が申請を行うかどうかは、申出者以外の利害関係人の事情を考慮して、今後の利用継続の見込み、現在の管理の状況や今後の管理に関する見込み等を踏まえて判断する。

第19 都道府県知事の裁定

都道府県知事は、施設管理権の設定の裁定をするに当たって、当該特定農業用ため池の現在の利用状況や今後の利用見込み、保全の状態、管理者の有無、所有者からの異議の内容等を考慮して、将来的に適正な管理が困難で、その保全上支障を生ずるおそれがあり、市町村に施設管理権を設定することが必要かつ適当であるかを判断することとなる。なお、所有者の探索が本法に基づく手続にのっとり適切に行われたこと、市町村からの申請内容が適当であること等も確認する。

第20 施設管理権の存続期間の延長について

所有者が不明のため池は、管理者の選任ができないため施設管理権の設定が必要となるが、存続期間の満了後も利用を継続する特定農業用ため池については、施設管理権の設定を容易にするため、存続期間の延長の規定を設けているものである。

第21 都道府県知事による報告徴収と立入調査

1 農業用ため池に関する報告徴収、立入調査

本法の施行のため必要がある場合とは、本法第4条及び附則第2条の届出がされた内容の確認や催告のための未届けため池に関する確認、本法第8条の行為や本法第9条の防災工事の実施状況の確認、本法第6条の勧告や本法第10条の防災工事命令等のための現況確認など、法律の施行上必要なものは、全て含まれると解される。

2 他人の占有する土地への立入調査

本法第18条第3項における「あらかじめ通知することが困難であるとき」とは、占有者の居所が不明である場合や緊急に立入りを行う必要がある場合と解される。

3 立入りの拒否について

正当な理由とは、事前通知が無いなど、法律上必要な手続がとられていない場合や、夜間に及ぶ長時間の調査などで、土地の占有者に著しい不利益を与えるおそれがある場合等と解される。

以上